金融商品取引業者等向けの)総合的な監督指針 (抄)
現行	改正後
Ⅳ-5 指定親会社グループについて	Ⅳ-5 指定親会社グループについて
Ⅳ-5-1 経営管理	Ⅳ-5-1 経営管理
Ⅳ-5-2 業務の適切性	Ⅳ-5-2 業務の適切性
Ⅳ-5-3 自己資本の充実	Ⅳ-5-3 自己資本の充実
(新設)	Ⅳ-5-4 流動性に係る健全性
	Ⅳ-5-4-1 意義
	財務の健全性を確保するためには、自己資本の充実を図るだけではな
	く、流動性リスクにも備える必要がある。流動性リスクに対する短期的
	な備えとしては、流動性リスクに応じた十分な流動性資産を保有するこ
	とにより、資金調達が困難な状況に陥っても、業務の継続を可能とする
	強靭性を高めることが重要である。当局としても、指定親会社グループ
	の流動性リスクを把握し、必要に応じて十分な流動性資産の保有を促し
	ていく必要がある。
	こうした観点から、最終指定親会社に対しては、連結流動性カバレッ
	ジ比率(金融商品取引法第57条の17第1項の規定に基づき、最終指定親
	会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断す
	るための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の
	健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準(以下「連結流
	動性カバレッジ比率告示」という。)第2条に定める連結流動性カバレ
	<u>ッジ比率をいう。)という客観的な基準を用い、十分な流動性資産の保</u>
	<u>有を求めるものとする。</u>
	Ⅳ-5-4-2 連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性
	Ⅳ-5-4-2-1 意義

現	改正後
30 13	連結流動性カバレッジ比率については、最終指定親会社の流動性に係
	らない。
	バレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要があ
	<u>る。</u>
	Ⅳ-5-4-2-2 留意事項
	連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性については、連結流動性カ
	バレッジ比率告示上の規定に則って正確に計算されているか。特に以下
	<u>の点に留意してチェックするものとする。</u>
	(1) 最終指定親会社が具体的な計算の方法を策定する場合の留意点
	連結流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、連結流動
	性カバレッジ比率告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金
	に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第 37 条に規定するシ
	ナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用する場合には、規定
	されている要件を満たす範囲で、最終指定親会社等が具体的な計算の
	方法を策定するものとされている。この場合には、具体的な計算の方
	法が告示を踏まえて適切に策定されているか、次の点について事前に
	確認するものとする。
	① 最終指定親会社等が適格オペレーショナル預金に係る特例を
	用いようとする場合には、適格オペレーショナル預金の額の推計
	方法が適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及
	び定性的基準を満たす形で設定されているか。
	② 最終指定親会社等がシナリオ法による時価変動時所要追加担

現	改正後
	保額を用いようとする場合には、そのストレスシナリオの設定及
	び金額の推計方法がストレスシナリオの選定基準、定量的基準及
	び定性的基準を満たす形で設定されているか。
	(2)連結流動性カバレッジ比率の計算における計算対象の判定について
	連結流動性カバレッジ比率の計算においては、最終指定親会社等に
	おける内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、
	具体的には以下の項目について、適切な取扱いを行っているか。
	① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観
	<u>点から重要性が低いと認められる者」の判断</u>
	連結流動性カバレッジ比率告示第1条第19号に規定する「金融
	機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要
	性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例
	えば、資金流出額を減少させることによって連結流動性カバレッ
	<u>ジ比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を恣意</u>
	<u>的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行</u>
	<u>っていないか。</u>
	② 規模の小さな連結子法人等の取扱い
	連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規
	模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとす
	<u>るなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算</u>
	をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産(連結総
	負債)に占める資産(負債)の割合が非常に大きな金融機関に対
	<u>して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額</u>
	<u>の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小</u>
	規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当
	<u>な取扱いを行っていないか。</u>

現 行	改正後
	(3)過去の流動性ストレス期の判定
	連結流動性カバレッジ比率告示第 1 条第 32 号に規定する「過去の流
	動性ストレス期」の判定においては、2007年以降(我が国においては、
	2008 年以降) まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で 1990 年代
	後半のデータ等を参照することとされている。この際、データが入手
	可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしてい
	<u>た時期について、適切に判定の対象として含めているか。</u>
	(4) 価格下落率等の確認
	連結流動性カバレッジ比率告示上のレベル2A資産及びレベル2B
	<u>資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下</u>
	<u>落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例</u>
	<u>えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定</u>
	<u>を行うなど適切に確認を行っているか。</u>
	(5) 資金流出入項目の区分及び資金流出率設定の適切性
	連結流動性カバレッジ比率告示上、資金流出入項目に係る区分の設
	<u>定並びにそれらに係る資金流出率(額)又は資金流入額の設定を行う</u>
	項目があるが、これらについては、最終指定親会社等による適切な設
	定及び検証を求めることとしている。具体的には、以下の項目につい
	て留意することとする。
	① 連結流動性カバレッジ比率告示第20条に定める「準安定預金」
	<u>について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか</u>
	<u>否かを検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行</u>
	<u>っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の</u>
	割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さら

現 行	改 正 後
13	に、過去の資金流出率をそのまま適用することなく、現在の準安
	② 連結流動性カバレッジ比率告示第52条に定める「その他偶発事
	ているか。
	③ 連結流動性カバレッジ比率告示第59条に定める「その他契約に
	基づく資金流出額」及び連結流動性カバレッジ比率告示第72条に
	定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リス
	<u>クの管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。ま</u>
	た、その適切性について定期的な検証を行っているか。
	(6)連結流動性カバレッジ比率の計算方法の一貫性等
	例えば、連結流動性カバレッジ比率告示第 34 条第 2 項のネッティ
	<u>ング(資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との</u>
	相殺を行うことをいう。)の取扱いや、連結流動性カバレッジ比率告
	示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び連結
	流動性カバレッジ比率告示第 37 条に規定するシナリオ法を採用して
	いる場合にはそれらの取扱いなど、連結流動性カバレッジ比率の計算
	方法に関して最終指定親会社等に一定の裁量が認められている場合、
	合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計
	<u>算方法を採用しているか。</u>
	<u>IV-5-4-2-3 監督手法・対応</u>
	<u>(1)オフサイト・モニタリング</u>

現 行	改正後
	連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性等に問題があることが
	判明した場合には、詳細な報告を求め、必要に応じてヒアリングを行
	<u>うものとする。</u>
	また、連結流動性カバレッジ比率告示第 28 条に規定する適格オペ
	レーショナル預金に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第
	37 条に規定するシナリオ法を採用している最終指定親会社等に対し
	ては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、告示に定め <u>ら</u>
	れた要件を充足しているか、前回から計算方法に変更がないか等につ
	いて確認することとする。
	(2)検査結果や(1)のオフサイト・モニタリングにより、連結流動性
	カバレッジ比率の計算の正確性に問題があると認められる場合には、
	金商法第 57 条の 23 に基づき報告を求め、重大な問題があると認めら
	れる場合には、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出する
	<u>ものとする。</u>
	Ⅳ-5-4-3 連結流動性カバレッジ比率規制に関する監督上の措置
	最終指定親会社の流動性リスク管理における取組みを補完する役割
	として、連結流動性カバレッジ比率という客観的な基準を用い、必要に
	応じた措置を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の改善を求
	<u>めるものとする。</u>
	<u>IV-5-4-3-1 監督手法</u>
	<u>(1)定期的なモニタリング(月次)</u>
	月末日又は最終営業日を基準日とした連結流動性カバレッジ比率

現 行	改正後
30 13	について、翌月の第 10 営業日までに指定された様式に基づく報告を
	求めることにより、連結流動性カバレッジ比率の状況を月次でモニタ
	リングする。その際、連結流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向
	を確認するとともに、連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳
	を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。
	また、他のオフサイト・モニタリングデータや金融経済指標等を分
	析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆
	(注)原則として月末日を基準日とするが、各最終指定親会社が採
	用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすること
	もできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更す
	る場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。
	_(2) 随時のモニタリング
	(1)に加えて、必要と認められる場合においては、連結流動性力
	バレッジ比率の状況について報告を求めるものとする。
	<u>Ⅳ-5-4-3-2 監督上の対応</u>
	(1)監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率
	(2)に定める監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比
	<u>率は、Ⅳ-5-4-3-1における定期的なモニタリング又は随時の</u>
	<u>モニタリングにより報告されたものとする。</u>
	(2) 監督上の措置
	連結流動性カバレッジ比率が最低水準を下回った場合には、その理
	由や連結流動性カバレッジ比率の向上に係る改善策について、金商法

現 行	改正後
20 13	第 57 条の 23 に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実
	な改善が必要であると認められる場合には、金商法第 57 条の 19 に基
	づき業務改善命令を発出するものとする。
	また、連結流動性カバレッジ比率が近い将来に最低水準を下回るお
	それがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等につ
	いてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があ
	ると認められる場合には、金商法第 57 条の 23 に基づき報告を求め、
	さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第 57
	条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。
	ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するもの
	ではなく、連結流動性カバレッジ比率の最低水準を維持するために最
	終指定親会社が取る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融
	システムに与える影響等に留意する必要がある。
	① 金商法第57条の23に基づく報告には、以下の内容を含むものと
	する。また、必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。
	イ. 連結流動性カバレッジ比率が最低水準を下回った要因(特定
	の算入可能適格流動資産の減少、特定の資金流出額の増加等)
	及びその背景
	ロ. 連結流動性カバレッジ比率が最低水準を上回る時期の見通し、
	及びそれまでの連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳
	の推移の見通し
	ハ. 算入可能適格流動資産に含まれないものの、緊急時において
	資金調達に用いることが可能な流動性資産の額及びその種類等
	(注) 金商法第57条の23に基づく報告があった際には、報告内容
	等を踏まえ、例えば、以下の点を分析することが考えられる。
	a. 連結流動性カバレッジ比率の低下が、主に一時的な要因
	に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因

現 行	改正後
	<u>に起因するものであるか</u>
	b. 連結流動性カバレッジ比率の最低水準を維持するための
	対応策を起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性
	及びその経路等
	② 金商法第57条の19に基づく命令においては、合理的と認められ
	る改善計画の提出を求めるとともに、その確実な実行を求めるも
	のとする。改善計画には、以下の内容を含むものとする。また、
	改善計画の提出に併せ、上記①のイ、口及びハに関する報告及び
	その他の報告を徴求することとする。
	イ. 既に講じた措置及び今後講じる予定の措置及びその時期
	<u>ロ. 改善計画に要する期間</u>
	Ⅳ-5-4-4 流動性に係る経営の健全性の状況の開示
	(1) 一般的な留意事項
	流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、連結流動性カバレッジ
	比率の最低水準及び金融機関の自己管理と監督上の検証を補完し、市
	場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持
	<u>することを目的としており、「金融庁長官が定める場合において、最</u>
	終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に
	記載すべき事項を定める件」(以下「連結流動性カバレッジ比率開示
	告示」という。)の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、
	<u>最終指定親会社は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利</u>
	用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情
	報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更
	<u>させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するもの</u>
	<u>とする。</u>

TB	7b
現 行	改正後
	ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報について
	<u>は、これらの情報を公開することで金融機関の地位に大きな損害を与</u>
	<u>えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とと</u>
	<u>もに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開</u>
	示することで差し支えないものとする。
	<u>(2)定性的開示事項</u>
	① 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第1号の「時系
	列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」につい
	ては、過去2年間の連結流動性カバレッジ比率の主要な変動及びそ
	の要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を
	説明するに当たっては、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的
	開示事項(直近の最終指定親会社四半期に係るものであり、かつ連
	<u>結流動性カバレッジ比率開示告示別紙様式を使用して作成したも</u>
	<u>の)を使用しているか。</u>
	② 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第2号の「連結
	<u>流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項」については、以</u>
	下の内容が記載されているか。
	イ. 最終指定親会社による連結流動性カバレッジ比率の水準に関
	<u>する評価</u>
	ロ. 上記イにおいて課題があると評価された場合には、課題に対
	する実務上の対応策
	<u>ハ. 最終指定親会社による今後の連結流動性カバレッジ比率の見</u>
	<u>通しが開示された比率と大きく乖離することが想定される場</u>
	合には、その見通しに関する定性的な説明
	二. ハについて、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、
	<u>その異なった理由の追加的な説明</u>

現 行	改正後
	③ 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第3号の「算入
	イ. 算入可能適格流動資産の通貨又は種類等の構成や所在地に著
	 しい変動があった場合には、その変動に関する説明
	の負債合計額の5%以上を占める通貨)において算入可能適格
	流動資産の合計額と純資金流出額の間に著しい通貨のミスマ
	ッチがある場合には、そのミスマッチに関する評価及びミスマ
	ッチへの実務上の対応策に関する説明
	④ 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第3項第4号の「その
	他連結流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応
	じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に
	限らず、重要な事項が記載されているか。
	イ. 連結流動性カバレッジ比率告示第28条に定める「適格オペレ
	<u>ーショナル預金に係る特例」を適用している場合には、以下の</u>
	内容に関する説明
	a. 適格オペレーショナル預金に係る特例の適用対象
	b. 適格オペレーショナル預金の金額の推定方法
	口. 連結流動性カバレッジ比率告示第37条に定める「シナリオ法
	による時価変動時所要追加担保額」を適用している場合には、
	シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関
	<u>する説明</u>
	<u>ハ. 連結流動性カバレッジ比率告示第52条に定める「その他偶発</u>
	事象に係る資金流出額」、連結流動性カバレッジ比率告示第59
	条に定める「その他契約に基づく資金流出額」又は連結流動性
	カバレッジ比率告示第72条に定める「その他契約に基づく資金

現	改正後
50 13	流入額」に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性
	<u> </u>
	 (注)連結流動性カバレッジ比率(日次平均の値をいう。)の内訳の
	うち、連結流動性カバレッジ比率に与える影響に鑑み、重要性が乏
	しく、かつ、実務上の観点(会計上の制約など)から日次データを
	使用しない項目がある場合には、その情報の利用者にとって有益で
	あると考えられる項目について、日次データを使用しない内容及び
	説明について記載すること。なお、その日次データを使用しない項
	目については定期的に見直すこととし、見直しを行った場合にはそ
	の理由とともに記載すること。
	(3)連結流動性リスク管理に係る開示事項
	① 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第4項第1号の「流動
	性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項」には、最
	終指定親会社等の流動性リスクを確実に認識し、計測・評価し、報
	告するための態勢が記載されているか。
	② 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第4項第2号の「流動
	性に係るリスク管理上の指標に関する事項」には、必要に応じ、①
	<u>において計測・評価するリスク管理上の主要な指標等の考え方や活</u>
	用状況について、例えば、以下の指標等が含まれているか。
	<u>イ.金融機関の内部管理上の流動性資産</u>
	<u>ロ. オンバランス及びオフバランス項目の満期区分別の資金流</u>
	<u>入・資金流出に係るギャップ</u>
	<u>ハ. 内部管理上モニタリングしているその他の主要な指標等</u>
	二. 上記イからハの指標等への限度値の活用状況
	<u>ホ. ストレステストの概要及びその活用方法</u>

現 行	改正後
	③ 連結流動性カバレッジ比率開示告示第3条第4項第3号の「その
	他流動性リスク管理に係る事項」については、必要に応じ、例えば、
	以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要
	な事項が記載されているか。
	イ. 流動性リスクを削減するための取組
	<u>ロ.流動性ストレス時の対応策(コンティンジェンシー・ファン</u>
	<u>ディング・プラン(CFP))</u>
	(4) 最終指定親会社四半期の開示事項
	連結流動性カバレッジ比率開示告示第5条に規定する「連結流動性
	カバレッジ比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の
	趣旨を踏まえ、最終指定親会社四半期ごとの開示が適切になされる必
	要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサ
	イト上に開示する場合には、その記載箇所を投資者等の利用者が容易
	<u>に特定できるようにすることが適当である。</u>
	また、開示に当たっては、対象となる最終指定親会社四半期の末日
	又は最終営業日(IV-5-4-3-1(1)(注)参照。ただし、本
	取扱いは平成 28 年 12 月 31 日までとする。) を基準日とする金商法
	第 24 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する有価証券報告書、金商法第
	24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は金商法第24条の5
	第1項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望まし
	<u>l'o</u>
Ⅳ -5- <u>4</u> リスク管理態勢	IV-5- <u>5</u> リスク管理態勢
(略)	(略)
IV-5- <u>4</u> -1 統合リスク管理態勢	IV-5- <u>5</u> -1 統合リスク管理態勢
(略)	(略)

現 行	改 正 後
IV-5- <u>4</u> -2 流動性リスク管理態勢	IV-5- <u>5</u> -2 流動性リスク管理態勢
(略)	(略)
IV-5- <u>4</u> -3 再建・処理計画の策定等	IV-5- <u>5</u> -3 再建・処理計画の策定等
(略)	(略)
IV-5- <u>4</u> -3-1 意義	IV-5- <u>5</u> -3-1 意義
(略)	(略)
IV-5- <u>4</u> -3-2 着眼点と監督手法・対応	IV-5- <u>5</u> -3-2 着眼点と監督手法・対応
(略)	(略)
IV-5- <u>5</u> 報酬体系	IV-5- <u>6</u> 報酬体系
(略)	(略)
IV-5- <u>5</u> -1 報酬体系に係る留意点等	IV-5- <u>6</u> -1 報酬体系に係る留意点等
(1) (略)	(1) (略)
(2) 報酬体系とリスク管理等の整合性	(2)報酬体系とリスク管理等の整合性
① (略)	① (略)
② 役職員(職員においては、グループ全体のリスクテイクに重大な	② 役職員(職員においては、グループ全体のリスクテイクに重大な
影響を与える職員。以下IV-5- 5 - 5 において同じ。)の報酬額に占	影響を与える職員。以下IV-5- <u>6</u> において同じ。)の報酬額に占
める業績連動部分の割合は、役職員の職責や実際の業務内容のほ	める業績連動部分の割合は、役職員の職責や実際の業務内容のほ
か、グループ全体の財務の健全性やグループとして抱えることので	か、グループ全体の財務の健全性やグループとして抱えることので
きるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなってい	きるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなってい
るか。	るか。
③ ~ ⑦ (略)	③ ~ ⑦ (略)
IV-5- <u>5</u> -2 報酬体系の開示	IV-5- <u>6</u> -2 報酬体系の開示
(略)	(略)
IV-5- <u>6</u> 監督手法・対応	IV-5- <u>7</u> 監督手法・対応
(略)	(略)
Ⅳ-6 特別金融商品取引業者グループについて	Ⅳ-6 特別金融商品取引業者グループについて
Ⅳ-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引	Ⅳ-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引

現 行	改正後
・	業者について
N-7-1 経営管理	Ⅳ-7-1 経営管理
│ IV-7-2 業務の適切性	「Ⅳ-7-2 業務の適切性
 IV-7-3 自己資本の適切性・十分性	Ⅳ-7-3 自己資本の適切性・十分性
Ⅳ-7-4 リスク管理態勢	Ⅳ-7-4 リスク管理態勢
IV-7-5 報酬体系	IV-7-5 報酬体系
外国持株会社等グループの報酬体系の設計・運用については、一義的	外国持株会社等グループの報酬体系の設計・運用については、一義的
には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブ	には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブ
が過度なものとならないよう、グループベースで適切な監督が行われる	が過度なものとならないよう、グループベースで適切な監督が行われる
ものである。	ものである。
一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点	一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点
である第一種金融商品取引業者の報酬体系の設計・運用の状況について	である第一種金融商品取引業者の報酬体系の設計・運用の状況について
も、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過	も、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過
度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上	度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上
の問題についてより深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積	の問題についてより深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積
極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。	極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。
(注) 当該モニタリングを行うに当たっての着眼点については、必要に	(注) 当該モニタリングを行うに当たっての着眼点については、必要に
応じ、上記IV-5- <u>5</u> を参照。	応じ、上記IV-5- <u>6</u> を参照。

Ⅳ-7-6 監督手法・対応

Ⅳ-7-6 監督手法・対応